

## 2008年度海外研修F3コース報告（第5回）

——中国・韓国・台湾の知的財産事情の研修——

2008年度海外研修団(F3)\*



上海市知識産権局にて

**抄 録** 日本知的財産協会海外研修F3コースは、アジア（中国、韓国及び台湾）の現地へ赴き、夫々の知的財産情報、文化に直接触れること等を通じて知的財産実務の円滑化を図ることを目的とした自主企画型訪問研修である。1999年にスタートした本コースも2007年に引続き開催され今回で5回目を迎えることとなった。これまで同様に今回も研修生の熱意や行動力、並びに政府機関、大学、企業及び現地事務所をはじめとする多くの関係者のご協力により本コースを成功裏に終えることができた。

### 目 次

1. はじめに
2. 各訪問先の報告
  - 2.1 中国
  - 2.2 韓国
  - 2.3 台湾
3. おわりに

### 1. はじめに

本コースは、アジア（中国、韓国及び台湾）における知的財産情報、文化に直接触れること等を通じて、知的財産実務の円滑化を図ることを目的とした研修である。今回は北京オリンピ

\* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F3 ('08)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ック開催の関係で中国は従前の北京から上海へと変更された。15名が研修生として参加し、各国5名ずつからなる中国・韓国・台湾の3つのグループが構成された。研修生は、事前研修及びグループ毎に企画する自主研修（以下、個別研修）を通じてグループ内で自ら学習したいテーマについて相互学習を重ね、選定した訪問先にて現地検分を行うことにより見識を深めることに主眼をおいて取組んできた。

また、研修生がよりスムーズに学習を進められるように、また、より充実した成果が得られるようにと昨年度のF3研修生にもオブザーバとして参加いただく機会が設けられ、経験者ならではの知見から様々なアドバイスを教授いただき学習に反映させることができた。

以下に、今回のF3研修を通じて、研修生が得た研修成果について、訪問先毎にその概要を報告する。

## 2. 各訪問先の報告

### 2.1 中国

昨年までの研修とは異なり今回は上海を訪問した。中央国家機関を訪問する機会はなかったが、経済活動が盛んな上海ならではの知見を得ることができた。

中国グループのメンバーは誰も中国訪問の経験がないことから、不安の中でのスタートとなった。しかし事前研修を重ねるうちに徐々に理解が進み、さらに現地研修で確認することで、より理解が深まったように思う。

いずれの訪問先も大変友好的に迎え入れていただき、知財に関しても熱心に取組んでおられた。中国では今後ますます知財に対する関心が高まるものと思われ、これから中国で事業展開する場合は、他者権利を侵害するリスクも十分に考えておかねばならないと感じた。

短い期間、限られた訪問先ではあったが、中

国の奥深さを感じることができ、有意義な研修であったと思う。

#### (1) 日本貿易振興機構（JETRO）上海

JETRO上海は、日本企業の中国進出を支援しており、具体的には、上海IPG（Intellectual Property Group）での企業間交流を通じ、知的財産保護に力を入れている。中国におけるIPGは、上海の他、北京、広東でも組織されており、日本特許庁等の協力を得て活動している。

##### 1) 中国当局との連携

日系企業で構成される模倣品対策グループとして2002年に発足し、例えば、中国当局（工商行政管理局：商標、質量技術監督局：製品品質・模倣品、知識産権局：専利、税関：水際取締り）と協力連携し、日系企業が当局の取締担当者に直接説明する真贋識別セミナー等を開催し、成果を上げている。

##### 2) ハイテク関連企業向け税制優遇措置

要件変更につき中国現地法人への特許移転の必要性の有無や、専利法改正につき同時期施行の独禁法との比較における強制実施権追加規定等につき最近は検討している、とのことである。

##### 3) 技術流出防止

労働契約、秘密保持契約が最低限必要であり、①技術流出については、特許出願経由に比べて人材経由の方がより懸念されるので、良好な人間関係が重要、②営業秘密に関しては、実際に訴訟できるケースは少ない、③退職者と2年間の競業禁止契約を結んだ場合、中国では退職後も賃金補償が必要となるので、途中で契約解除できるようにしておく必要がある、といったコメントを頂いた。

##### 4) 専利（特許）出願

製品が解析されて模倣に繋がっているので特許出願はやはり必要である。権利行使についての業界誌への紹介は牽制効果が期待できる。最近米国と同様に中国出願を重視している企業

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が多く、重要な技術に対しては、分割出願して細かいところまで権利確保するといった対応が重要である、といったコメントを頂いた。

## (2) 復旦大学

1905年に設立された、北京大学と比肩する国立大学であり、学生数は4万人を超える。留学生も2,000人以上在籍し、日本の留学生も多い。教員は約1,200名。中国でも数少ない総合大学であり、幅広い特許出願があるとのこと。

### 1) 知的財産管理体制

知財管理部門は、出願指導、中間処理等の維持管理、企業への特許譲渡やライセンス、共同研究に関する契約審査等を担当している。

### 2) 専利出願

中国の市場経済政策に併せ、10年以上前から専利出願に力を入れ始めた。昨年の専利出願(300件)の約95%が特許。数は多いが、譲渡やライセンス等の活用が少ないのが悩みとのこと。

表1 過去5年間の専利出願数

特許	1,200件	外国出願は年に5, 6件程度
実用新案	300件弱	
意匠	年間5, 6件	

### 3) 専利出願奨励策

発明者に3,000元を支給している(登録時)。権利は大学に帰属するが、利益の90%を発明者に還元。ただし還元分は研究目的にのみ使用可。

### 4) 学生への知的財産教育

法学部に知財の選択科目があり、医薬、理工系学生が受講している。

### 5) 企業との共同研究

研究は復旦大学側が行うため、大学が特許を保有することが多い。共同研究企業には優先実施権を持たせたりするとのこと。

## (3) 上海家化聯合股份有限公司

1898年設立の老舗化粧品企業である。昨年の総売上は24億元(約360億円)で、総売上の5%を研究開発費に投入しているとのこと。

主力ブランド名が中国著名商標、上海市著名商標として認定され、上海市知的財産模範企業、商標管理優良企業にも認定されている。

商品開発力があり、有名ブランドを有するグローバルな中国企業では、日本企業同様に模倣品対策や知財管理を行うようである。

### 1) 知的財産管理体制

弁護士資格を持つ総経理のトップダウンで知財管理を実施。

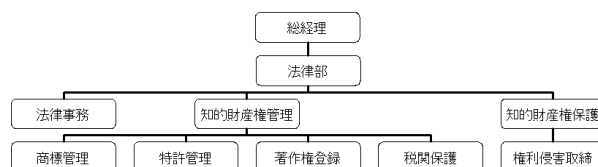


図1 組織図

### 2) 模倣品対策

模倣品の横行地域に、模倣品対策担当者をほぼ常駐させ、現地の行政、品質検査部門、公安等と連携して取締りを実施しているとのこと。法律部13名のうち7名が模倣品対策担当。

### 3) 知的財産戦略

ノウハウ保護を最重視(秘密情報に触れる社員を限定し、秘密保持契約を締結)。専利、商標、著作権を活用した複合的な戦略により、侵害者に隙を与えないようにしているとのこと。

専利は737件(うち特許27件)、商標818件を出願しており、著作権も30件有している。

### 4) 社員への知的財産教育

新入社員に秘密保持研修を実施。毎年研究員に知財教育を行い、意識を高めている。

## (4) 上海市知識産権局

中国では専利行政機関として国家知識産権局と地方知識産権局があり、それぞれ異なった役



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

割を担っている。国家知識産権局は商標を取扱わないが、ほぼ日本の特許庁に相当する機関といえる。一方、地方知識産権局はいわゆる行政ルートによる侵害事件の差し止め、調停、取締りを行っており、国家知識産権局はこれに直接関与しない。所属も各地方人民政府となっており、日本には存在しない機関といえる。

### 1) 組織と活動

上海市知識産権局は5部、2センター、1研究所から成り、侵害事件に関する業務のほか、知財啓発活動、人材育成等も行っている。

啓発活動に関しては、4月26日の世界知財デーに集中してイベントを行っている。また、学生向けの講座開設やボランティアチームの組織、企業向けの研修等は年間をとおして行っている。オンライン交流と称して、局長自らインターネットを通じ一般市民とディスカッションするという事も行っている。

人材育成に関しては、政府、大学、企業から選抜された者が米国で研修を受けるというプログラムがあり、成果をあげているという。

### 2) 侵害取締り

2006年は28件処理し、内、日本企業の要請に基づくものが8件、2007年は同じく42件中、9件であった。外国企業の中でも日本企業の比率は高く、良いコミュニケーションを持ちたいと考えている、とのことであった。

実際に提訴する場合、行政ルートでは調停が主となるが、上海知識産権局では長くて3ヶ月で執行できるので司法ルートよりも早いという。

## (5) 上海市第一中級人民法院

司法における知財事件の取扱いは日本とほぼ同様といえるが、中国の場合、地方知識産権局(専利)、地方工商行政管理局(不正競争、商標)、版權局(著作権)による行政ルートがあるので使い分けを考える必要がある。一般に行政ルートの方が解決は早いと言われているが、権限が

限られているので、損害賠償を求めるには司法ルートしかない。行政ルートで不服があった場合は司法に訴えることができる。

### 1) 組織と役割

知財事件は最高人民法院の特別の許可が無い限り中級人民法院以上で取扱う。上海中級人民法院も知財事件を扱うが、知財専門部門は設置されていない。著作権、専利、商標、不正競争、ドメイン名、品種に関する事件を扱う。

### 2) 近年の事件の傾向

ほとんどが著作権、次いで専利、商標。近年は専利の割合が上がっている。2007年、約400件の知財事件を8名の裁判官で処理した。勝訴率に関する統計は無いが、ほとんどが原告勝訴という印象を持っている、とのことであった。

### 3) 知的財産権の有効性の判断

不正競争、著名商標、著作権の帰属は事実審査により裁判所が判断するが、専利、商標の権利の有効性について裁判所は判断しない。先使用権は専利法の規定によるが判例は少ない。

### 4) 技術理解と人材育成

裁判官の科学技術に対する理解について不安があるとよく言われるが、知財事件では理工系の素養がある裁判官が担当することが多い。技術鑑定や専門家の意見も参考にしており、技術に関する定期的な研修も受けている。

## (6) 特許事務所

北京集佳知識産権代理有限公司上海分所(以下、集佳律師事務所)と華誠律師事務所を訪問。集佳律師事務所は北京本部の他20の地域に分所があり、年7,000件程度の専利出願、150件程度の訴訟の取扱いがある。一方、華誠律師事務所は上海本部の他に北京、無錫、ハルピンに分所があり、年1,000件程度の専利出願、300件程度の訴訟の取扱いがある。

### 1) 先使用権

先使用権の存否自体が裁判で争われた例がま

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

だなく、国内企業もほとんど対策をとっていないが、今後は準備を行う企業が増えてくると考えられるとのこと。専利法では出願日以前の製造・使用の範囲内に対してのみ認められるため、出願日以前の製造設備の購入記録、製造能力の立証準備を行う必要がある。

## 2) 中国第一国出願義務

現行法では詳細が定められていないが、条文を見る限り国内企業との共同発明の場合には第一出願義務ありとの立場を取っておくべきとのこと。

なお現在、中国第一国出願義務に代わって中国で完成した発明を外国に出願する場合に事前の審査を受けるという専利法の第3次改正案が検討されている。(注：2008年12月27日に中国全国人民代表大会常務委員会にて可決され、2009年10月1日より施行予定。)

## 3) 中国における鑑定制度

鑑定には司法鑑定と普通の鑑定とがある。司法鑑定は裁判所が依頼するものであり、確実に証拠として採用されるが、普通の鑑定は相手が認めなければ証拠にならない。但し、裁判官の心証形成に資する働きが期待できる。提出期限があるため早い段階での提出が望ましい。なお、鑑定には不服申し立てが認められている。

## 2.2 韓国

韓国の特許制度は、日本とほぼ同様の制度であったが、近年繰り返される法改正により、更なる知的財産強国を目指して、様変わりしている。

韓国グループでは、韓国特有の制度である権利範囲確認審判、産学連携、及び進歩性について特に着目し、産官学と多方面にて情報収集をする事に努めた。

なお、本年は新たな訪問先として、ソウル大学、及び、ハイニックス半導体を加えた。

## (1) ハイニックス半導体

ハイニックス半導体は、本社を韓国利川市に置き、従業員約2万を擁する半導体メーカーである。2010年には半導体メーカーとして、世界のトップ3に入ることを事業戦略として掲げている。

特許組織は約60人で構成され、収益創出型ポートフォリオの構築と、戦略的活用による企業価値向上を図っている。具体的には、先行技術調査・パテントマップ作成支援によるR&D密着支援、製品別・技術別の開発及び重点管理、また、自社分析による競合他社特許の確保、ポートフォリオ強化のための優秀派生特許の確保等を行っている。

2007年までの5年間の出願件数は、23,192件(内訳：韓国71.6%、米国14.7%、中国3.9%、日本4.6%、その他5.1%)であり、登録件数は12,514件(内訳：韓国70.9%、米国14.6%、中国2.6%、日本2.6%、その他9.3%)である。韓国全体としては減少傾向にある中、安定した出願を行っている。出願戦略としては、戦略特許と一般特許に分けて、効率的な出願を行っている点が挙げられる。発明届出を行った段階で経済的・技術的・戦略的・特許的な観点から評価点数判断を行い、一定基準を満たした物だけを戦略特許として扱う。その数は全体の約10%となっている。なお、戦略特許は一般特許と比較して10倍以上優遇した補償を行っている。

権利範囲確認審判は、韓国内での紛争事件が少ないことから、ほとんど利用実績がない。なお、ハイニックス半導体に関わる紛争事件の割合は、米国80%、日本10%、韓国10%となっている。

外国への出願は、半導体メーカーの性質上、出願国が限られているため、ほとんどがパリ条約ルートとなっており、PCTルートでの出願の割合は少ない。

特許管理には、1995年に自社開発した管理シ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

システムを利用し、ワークフロー化及びペーパーレス化を図ることで、迅速な連携とコスト削減を実現している。他社のシステムと比較しても競争力があると自負している。

## (2) ソウル大学

ソウル大学の産学協力団を訪問した。ソウル大学産学協力団はソウル大学が保有する知的財産の管理を行うとともに、技術移転機関(TLO)としての役割を果たしている。ソウル大学の研究者が行った発明の特許出願は、産学協力団の名義で出願される。ソウル大学のTLOは2003年に産学協力財団として設置された。2004年には産学連携活性化を目的として政府により各地の大学に産学協力団が設立され、ソウル大学では産学協力財団と産学協力団が併存していた。現在は組織改変によりソウル大学産学協力団に統合されている。現在の職員数は8名である。

ソウル大学産学協力団は大学と企業との共同研究契約にも関与する。共同研究契約を締結する際は、原則としてソウル大学の標準契約書に準じて行われる。共有特許を企業が実施した場合の不実施補償は、大学の貢献度が非常に高い場合を除き、ほとんどの場合は行われない。

ソウル大学の保有特許は、技術移転市場や公開用技術移転データベースを通じて公開される。2007年度は企業に対して56件の技術移転の実績があった。

将来の方向性として、ソウル大学では企業との連携及びグローバル化を推進しており、その一環として外国企業との共同研究を増加させることを目指している。最近新たに着任したTLOの本部長は米国弁護士であり、技術コンサルティング及び技術移転業務を包括的に担当している。

## (3) 特許事務所

金&張法律事務所とYOU ME特許法人を訪問した。金&張法律事務所は、1973年に設立され、所員1,659名からなるアジア最大級の法律事務所である。中でも、知的財産分野は、弁理士・弁護士212名、技術スタッフ265名、一般スタッフ192名の計669名から構成され、1チーム4~6名からなるチーム制を基本として運営されている。

一方、YOU ME 特許法人は、1981年に設立され、所員200名、うち弁理士と国内外の弁理士併せて50名、スタッフ150名の特許法人である。業務効率化のためペーパーレスによる特許管理システムに力を入れている。

両事務所で得られた情報の中で、ここでは、以下について紹介する。

1) 翻訳明細書の基礎明細書は和文を用いた方が誤訳は少ないし、コストが安いので好ましい。翻訳明細書の基礎明細書は和文で、英文を参考として用いることを指示した方がよい。

2) 出願後の実験成績証明書提出によるデータ補充について、明細書への追加は、新規事項の追加となり許されないが、意見書を通じて実験成績証明書の提出による発明の効果の立証は参酌する。すなわち、明細書に発明の効果が記載されているか、又は効果が明示的に記載されていない場合にも発明の目的又は構成に関する記載から当業者がその効果が推論できる時には意見書等の効果に関する主張及び立証はこれを参酌する。

3) 日本と韓国との間で進歩性の判断基準について変わらないと判断している。特許審判院(2005年の無効率59.7%)よりも特許法院(2002年~2006年の無効率73.9%)の方が無効率は高く進歩性の判断が厳しくなっている。例えば、引例3件の組合せで2006年では40件が無効になっている。

4) 韓国特許庁は、対応外国出願の審査経過



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を日本特許・ヨーロッパ特許・米国特許の順で参考に行っているようである。すなわち、韓国特許庁は、日本の特許の審査経過を一番参考に行っているようである。ただし、対応日本出願が登録されたという事実が肯定的に作用する場合がある一方、対応日本出願と相異なる特許請求の範囲で登録を受けようとする場合（特に、特許請求の範囲がより広がっている場合）に、むしろ否定的に作用する場合もあるという印象を持っている弁理士もいた。

#### (4) 韓国特許庁

韓国特許庁の審査官は、現在約670名である。韓国特許庁は特許審査期間の短縮を実現し、2006年と2007年においては、最初の拒絶理由通知がでるまでの期間が約10ヶ月であったが、より早期に審査結果を得たいと望む出願人も多くいる。したがって、2008年10月1日から3トラック特許審査処理システムを導入した。3トラック特許審査処理システムとは、早い審査（優先審査）、一般審査、遅い審査（審査猶予）の3種類の中からいずれかを出願人が選択できるシステムである。韓国国内の大企業、弁理士、学界、中小企業、個人発明家等を中心に調査した結果、48.8%が審査猶予制度の導入に賛成している。この3トラック特許処理システムの導入により、誰もが優先審査を請求できることとなった。

韓国特許庁における情報交換の場では、我々から質問しただけではなく、韓国特許庁側の出席者からも我々に対し多数の質問が出された。スーパー早期審査制度や、日本特許庁の現状について、彼らが強い関心を持っている、との印象を受けた。

なお、打合せに先立ち、韓国特許庁トップと団長、事務局、韓国リーダーが面談をし、日本知的財産協会のような韓国企業による団体組織が発足することにつき、意見交換を行った。

#### (5) 特許法院

特許法院は、日本の知的財産高等裁判所に近い位置づけではあるが、侵害訴訟は扱わず、審決取消訴訟のみを扱う点が、日本の裁判制度とは異なっている。当事者は、特許庁の特許審判院の決定に不服がある場合、まず特許法院に提訴することができ、その後に大法院に上告することができる。

特許法院は、4つの裁判部からなり、各裁判部は4名の裁判官で構成されている。但し、各裁判部は行政上の便宜のために区分されたものであり、裁判部毎に審理する分野が特定されているわけではない。知的財産事件としては、特許、実用新案、意匠、商標のすべての事件を取扱う。

特許法院の裁判官は技術専攻の裁判官ではない。このため、特許庁において審査官又は審判官として経験豊富な者を、特許訴訟の審理に関与することができるようにした技術審理官制度が採用されており、現在17名在籍している。この技術審理官は、裁判の審理と合議に参加できるが、判決には直接関与することができない。

審理範囲は、当事者系では無制限説を採用する点で日本と異なり、審判段階で提出されていない新たな証拠を審決取消訴訟において提出することが可能である。

韓国特有の権利範囲確認審判の審決取消訴訟において、無効の抗弁は認められているが、進



図2 韓国特許法院での様子

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

歩性に関する無効の抗弁は認められていない。進歩性に関しても認めるべきだという議論があり、将来認められる可能性がある。

## 2.3 台 湾

2008年は、智慧財産法院（知的財産裁判所）が開設され、また専利師法（日本の弁理士法に相当）に基づく最初の専利師（日本の弁理士に相当）が誕生する等、台湾の知的財産情勢にとって大きな動きがあった年である。本研修では、開設3ヶ月の真新しい智慧財産法院をはじめ5つの機関を訪問した。

### (1) 知慧財産局

知慧財産局は、日本の特許庁に相当する行政機関であり、専利権（特許権、実用新案権、意匠権）、商標権、著作権、及び集積回路配置権を含む知的財産権、ならびに営業秘密に関する専門機関である。知慧財産局では、現在、初審査待ち件数の低減と専利法改正案の検討に取り組んでいる。

発明特許の初審査待ち件数は2008年8月までの累計で約10万件に達し、最終審査まで2年以上を要している。初審査待ち件数の約60%は半導体、情報・通信、液晶分野等である。現在、約3,500件/月の発明特許の初審査案件が新たに提出されているが、専利審査官（127名）及び外部委託審査官（80名）による毎月の平均最終結件数は約1,300件にとどまる。同局では専利審査官の増員に努めているが、新人審査官の教育訓練に少なくとも2～3年を要することや、IT分野での人材不足から審査待ち件数の低減にはまだ結びついていない。

現行の専利法及び審査業務における早期の権利化に関する施策としては、優先審査（専利法第39条）の他に、外国の特許検索報告及び審査結果（JPO/USPTO/EPO/PCT）の提出があれば審査時に参考とする制度が2007年10月から実

施されている。但し、後者は審査中の案件に限られ、かつ、特許出願のみに適用される。

専利法改正案については、日米欧等の諸外国の特許制度との更なる調和を図る検討がなされている。改正項目としては、①動物・植物特許の解禁、②後発医薬品に関する試験行為への特許権の効力の制限、③優先権証明書類の提出期限の延長、④特許査定後の分割、⑤部分意匠、組物の意匠制度等がある。また、出願日を取得できる外国語の特許明細書、及びその言語の種類に関して、特許規則で定められる予定であり、日本語の採用も検討されている。改正案は、2009年に行政院での審査を経たうえで、立法院で審議される予定である。

### (2) 智慧財産法院

智慧財産法院は、2008年7月1日、専門性が要求される知的財産関連訴訟を1つの裁判所に集中し、統一した見解で迅速に審理することを目的として設立された。智慧財産法院は、知的財産権に関する民事訴訟一審、二審、刑事訴訟二審及び行政訴訟一審を管轄する（民事訴訟一審は単独制、その他は3名による合議制である）。現在、裁判官は8名であり、第一廷（廷は、日本の部に相当）、第二廷に各4名が配置される。

民事訴訟一審は、原則として智慧財産法院が審理するが、専属管轄ではない。当事者の合意により第一審普通法院（各地方裁判所）も管轄できる。一審を智慧財産法院で行った場合の控訴審は、智慧財産法院の管轄となるが、一審とは異なる“廷”で審理される。一審を普通法院で行った場合の控訴審は、第二審普通法院（台湾高等法院及びその支部）の管轄となる。

智慧財産法院では、知的財産案件の裁判管轄についての疑義対策、智慧財産局と智慧財産法院との訴訟手続の協力体制確立等に注力している。

智慧財産法院には、智慧財産局の審査官から



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

選出された9名の技術審査官（日本の調査官に相当）が配置されている。裁判所は技術審査官を指定して、技術的判断等を求めたり、訴訟手続（民事・行政・刑事訴訟の審理）への参加を命じることができる。

訴訟の迅速化については、当事者から無効の抗弁が提出された場合、裁判所は権利の有効性について自ら判断しなければならず、訴訟手続を停止できない（智慧財産案件審理法第16条）とされる。さらに、審理モデルケースを定めて一般公開するとともに、個別案件の審理当初に審理計画を立てている。

裁判官の人材育成においては、技術的バックグラウンドのレベルアップ、民事・刑事・行政の3種類の訴訟手続への精通等に重点をおいている。技術審査官の人材育成については、①民事訴訟訓練、②専利侵害鑑定分析訓練等の民事訴訟に関する教育を実施している。



図3 智慧財産法院での様子

### (3) 特許事務所

理律法律事務所を訪問した。同所は、1953年に設立された所員約660名を擁する台湾最大手の総合法律事務所である。同所は、専門分野別の会社投資、金融・資本市場、商標・著作権、及び特許技術の4部門の他に、中国、日本、紛争予防・処理の3実務グループに編成され、専門分野の枠にとらわれない業務体制が採られて

いる。

理律法律事務所では、台湾での特許出願・権利化、智慧財産法院設立に伴う権利行使上の留意点、専利法改正案及び人材育成等について有用な情報やアドバイスを頂いたが、以下、誤訳防止と人材育成について報告する。

誤訳防止のためには日本語明細書を作成する際に、①文を短くする（3行以下）、②適切に読点を打つ、③クレームにおいては頻繁に改訂する、④専門用語や難解な用語に英語を併記する、⑤主語を省略せずに、明記する、⑥修飾語を被修飾対象に近づけて記載する、⑦「からなる」、「より構成される」等の閉鎖的表現を避け、「含む」を使う、⑧日本語明細書をベースとして翻訳し、英訳の明細書があれば参考として添付する、等の留意が必要とのことである。

人材育成については、所内研修、知恵財産局等での国内研修、外国研修、大学教授等による専門家講演が行われている。本年は初めての専利師試験に向けた教育プログラムが開講された。人材育成において苦勞していることとして、所員の研修時間の確保や、各技術者の実務経験レベルに合わせた教育課程の作成を挙げていた。

### (4) 交流協会／台北市日本工商会

交流協会の業務は、文化交流の支援、貿易経済のサポート、旅券、ビザの手続き等多岐にわたる。台北事務所、高雄事務所、東京本部があり、台北事務所には日本国特許庁より出向者が常駐している。交流協会の働きかけもあり、2006年9月に台北市日本工商会に「知的財産委員会」が設立された。交流協会より知財担当2名が顧問として参加している。なお、台湾IPGの正式な呼称が「知的財産委員会」である。

知的財産委員会の主な活動は、台湾当局への要望書の提出、講演会の実施である。代表的な要望書には、「知財問題全般に関する要望書」（2007年11月）、「日本国地名の商標登録問題に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

関する要望書」(2008年3月)等があり、經濟部、智慧財産局に提出されている。これらの要望書の作成には、日本知的財産協会も協力している。知的財産委員会では、智慧財産局、地元特許事務所等より講師を招聘し講演会を実施することにより、教育啓発活動を行っている。

我々の訪問時には、知的財産委員会が中心となって「権利集」が作成されていた。2008年の「さぬき」事件は、無関係の者が登録した商標に基づき権利行使された事件であるが、知的財産委員会では、日本の著名商標、地名の商標権が取得されないよう、当局へ権利集を情報提供しようとしている。このように同委員会は実務に直結した効果的で地道な活動を行っている。

#### (5) アジア弁理士協会 (APAA) 台湾部会

APAA台湾部会は1969年に日本及び韓国とともに設立され、2009年で40周年を迎える。同部会の会員数は185名であり、今までは台湾唯一の弁理士会であった。専利師法の施行により、専利師が業務を行う場合には、まず専利師協会(日本の弁理士会に相当)に加入しなければならないとされ、今後同協会が設立される予定である。

専利師の業務範囲は①専利出願、②専利の無効審判請求、③専利権の譲渡・信託・質権設定・実施権登録・強制実施権設定、及び④その他専利法令の規定に基づく専利業務とされている。注意すべきは商標出願及び訴願・行政訴訟業務は入っておらず、法に適合すれば誰でも代理人業務ができる。

これまでの専利代理人は、弁護士、医師、工業技師、会計士等が資格を取得できたため専門分野が異なる場合もあったが、今後は、国家試験による認定を受けた専利師が実務経験を生かして、専利侵害分析や鑑定知識を行うことになるため、質の向上が期待できる。

今回の訪問では、APAAの台湾部会の総会

に参加して、13事務所に所属する総勢28名の関係者からの意見を伺った。新たな専利師が生まれることもあり、いずれの事務所も人材育成には力を入れているが、時間と費用をかけた人材が他の事務所や企業に引き抜かれることも多いとの意見も聞かれた。

予定される専利法改正に関し、日本企業へのアドバイスとして、①外国語明細書の補正制限、②出願から最終査定までのクレームの補正回数制限、及び③日本と台湾で承認された寄託機関(協議中)に日本において微生物の寄託をした場合、台湾における寄託が不要になる、ことが挙げられた。

### 3. おわりに

上海訪問は、行政の中心である北京ではないこともあって、正直、不安も多かった。また、種々の事情により、渡航直前まで訪問先がフィックスできなかった。しかし、実際に訪問してみると、訪問先がどこも友好的に迎えてくれたこと、また上海は活気に溢れ、道行く人が親切にしてくれたこと等、渡航前の中国の印象が良い意味で覆された。街中には上海市馳名商標の大看板が立ち並び、模倣品の問題がある一方で、知財問題変革の片鱗が垣間見えた。

韓国での訪問先を選定するにあたり、ソウルと大田との移動による時間的制約がある中、出発ギリギリまでグループ内で調整することになった。結果的に強行スケジュールで6箇所の訪問先に訪問することができ、多くの意見交換及び交流ができたことは、我々にとって大きな財産となった。また、各訪問先では、我々の質問に対する回答書を詳細に準備頂き、効率良く議論することができた。さらに、予想外に訪問先からの質問も多く受けることになり、日本のどのような点に興味があるのか、肌で感じることもできた。実際に韓国を訪れて、韓国の特許制度は、日本と違うところが多々あり、実務にお

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いて注意しなければならないと強く感じた。

台湾において「知財権は有益か」という命題のもと、教育、普及啓発活動を切り口に台湾の実状について調査を行った。現地研修前に国内で行った文献調査で、智慧財産法院の設立、専利師法の施行等、知財権の制度を充実させる気運が高まっていることはわかった。更に、現地研修により著作権、商標権等、市民レベルで知財権を根付かせようとする関係当局の熱い働きかけがあることが判明した。現地調査の重要性を感じるとともに、この研修、特に現地研修は大変有意義であった。今後、台湾での知財権に関する認知度、理解度が高まり、知財権が有益

な機能を果たすようになって感じた。

最後に、政府機関、大学、企業及び現地事務所の方々、並びに人材育成委員、人材育成グループ等の関係者のご尽力とご協力なくして本研修はあり得なかった。この場を借りて感謝の意を表したい。

#### 注 記

本稿は、2008年10月時点での事実関係をもとに記載・表現しております。知財管理誌への掲載時点において、中国における第3次法改正案の可決等、事実関係が進展する等して異なっている場合がございます。予めご了承下さい。



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表2 2008年度（F3）研修日程及び研修参加者

【研修日程】

研修	回	開催日	研修内容等
ガイダンス	1	3/13	F3 コース説明, 前回受講者経験談, グループ編成等
集合個別研修	1	4/17	前回受講者を交えての各グループの今後の進め方等
事前研修	1	5/15	学習テーマ, 現地取纏め事務所, 現地質問事項の検討等
	2	6/11	学習テーマ, 訪問先, 現地質問事項の検討等
	3	7/24	訪問先アポイントメント, 現地質問事項の検討等
	4	9/8	現地質問事項報告, 各国訪問日程摺りあわせ等
現地研修 (10/15~25)	1	10/15	[中国(上海)] JETRO 上海センター
	2	10/16	[中国(上海)]復旦大学, 北京集佳知識産権代理有限公司上海分所
	3	10/17	[中国(上海)] 上海家化聯合股份有限公司, 上海市知識産権局, 上海市第一中級人民法院, 華誠律師事務所
	4	10/20	[韓国(ソウル)] ハイニックス半導体, ソウル大学産学協力団, 金&張法律事務所
	5	10/21	[韓国(大田・ソウル)] 特許庁, 特許法院, YOU ME 特許法人
	6	10/23	[台湾] 知慧財産局, 智慧財産法院, 理律法律事務所
	7	10/24	[台湾] 交流協会, アジア弁理士協会 (APAA) 台湾部会
事後研修	1	11/12	まとめ (現地研修感想, 事後研修等スケジュール共有化)
	2	12/10	まとめ (会誌原稿修正, 成果報告会準備等)
	3	2/13-14	総まとめ (成果報告会, 会誌原稿最終確認等)

この他に, 各グループ個別研修を, 中国5回, 韓国5回, 台湾3回実施。

【研修参加者】

	氏名 (会社名) [敬称略, *は, グループリーダー]
団長	神杉和男 (和光純薬工業)
中国グループ	朝日美彦 (大塚製薬工場) *, 新井すみ代 (大陽日酸), 小宮山政美 (旭化成), 中野博司 (島津製作所), 林克彦 (カネカ)
韓国グループ	江部和義 (電気化学工業) *, 青木健一郎 (中外製薬), 伊藤愛 (特許業務法人しんめいセンチュリー), 金安哲利 (三菱瓦斯化学), 廣島淳 (理想科学工業)
台湾グループ	仲野健 (住友金属工業) *, 勝又康介 (本田技研工業), 小谷敏弘 (住友電気知財テクノセンター), 高田真季 (旭硝子), 太細博利 (昭和シェル石油)
事務局	露木育夫 (日本知的財産協会)

【人材育成委員会, 事務局】

大坂茂 (旭硝子), 中村仁士 (コクヨ), 蔭山貞夫 (ダイセル化学工業) 柴山雅子 (三菱化学), 森真人 (カネカ), 露木育夫 (事務局), 上江誠 (事務局)
---

(原稿受領日 2009年3月10日)